

### 目次

- 1. 業務管理体制の整備とは
- 2. 根拠条文分類及び届出先
- 3. 届出様式
- 4. 検査

### 1. 業務管理体制の整備とは

#### ■概要

障害者総合支援法、児童福祉法の指定・許可を 受けている指定事業者、施設に対して義務付け

- ・事業運営の適正化を図るための体制整備
- ・ 行政機関への届出 (国、県、市町村)
- ・障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文 ごとに行う(次ページの5条文)

#### 届出事項

- ・法令遵守責任者の配置(全事業者)
- ・法令遵守規程の整備 (事業所数20以上)
- ・業務執行の状況の監査(事業所数100以上)

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

#### 1 業務管理体制の整備とは (障害者総合支援法及び児童福祉法に規定)

#### (1) 概要

平成24年4月1日から、障害者(児)施設・事業者(以下「事業者」といいます。) は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設(以下「事業所等」といいます。)の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関(国・県・市町村)に届け出ることとなります。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下 「障害者総合支援法」といいます。)及び児童福祉法の根拠条文(5条文)ごとに行う必要 があります。

#### (2) 届出事項

#### ア 法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者。

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかをチェックする最終責任者。

イ <u>法令遵守規程の概要</u>(根拠条文ごとの事業所数が <u>20 以上 100 未満</u>の場合) 法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を規定する必 要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

#### ウ 業務執行の状況の監査方法の概要(根拠条文ごとの事業所数が100以上)

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあっては監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

### 2. 根拠条文分類及び届出先

- 障害者総合支援法に基づくもの(2条文)
  - ①指定障害福祉サービス事業者及び 指定障害者支援施設の設置者 (第51条の2)
  - ②指定一般相談支援事業者及び 指定特定相談支援事業者 (第51条の31)
- 児童福祉法に基づくもの(3条文)
  - ③指定障害児通所支援事業者 (第21条の5の25)
  - ④指定障害児入所施設等の設置者 (第24条の19の2)
  - ⑤指定障害児相談支援事業者 (第24条の38)
- ⇒ 各々につき、届出先を確認(国・県・市町村)

#### 【説明】

### 2 根拠条文分類及び届出先

(1) 障害者総合支援法

障害者総合支援法		
事業者区分	事業所の種別	届出先
(根拠条文)		
	11 居宅介護	・県
	12 重度訪問介護	①事業所が横浜市、川崎市、相模
	13 行動援護	原市、横須賀市以外の市町村に
	14 重度包括	ある場合
	15 同行援護	②事業所が横浜市、川崎市、相模
	21 療養介護	原市、横須賀市のうち2市以上
	22 生活介護	をまたがってある場合
指定障害福祉サービス	24 短期入所	・横浜市、川崎市、相模原市、横
事業者及び指定障害者	32 障害者支援施設	須賀市
支援施設の設置者	33 共同生活援助	①事業所が政令市内・中核市内
(第 51 条の 2)	34 宿泊型自立訓練	のみにある場合
	35 自立生活援助	
	41 自立訓練(機能訓練)	
	42 自立訓練(生活訓練)	
	43 就労移行支援	
	45 就労継続 A 型	
	46 就労継続 B 型	
	47 就労定着支援	
		· 県
		①事業所が2つ以上の市町村に
指定特定相談支援事業者		またがってある場合
(第 51 条の 31)	52 計画相談支援	• 市町村
		①事業所が同一市町村内のみに
		ある場合
		• 県
		①事業所が横浜市、川崎市、相模
		原市、横須賀市以外の市町村に
		ある場合
		   ②事業所が横浜市、川崎市、相模
指定一般相談支援事業者	53 地域移行支援	原市、横須賀市のうち2市以上
(第 51 条の 31)	54 地域定着支援	をまたがってある場合
		・横浜市、川崎市、相模原市、横
		須賀市
		①事業所が政令市内・中核市内

#### (2) 児童福祉法

事業者区分 (根拠条文)	事業所の種別	届出先
指定障害児通所支援事 業者 (第 21 条の 5 の 25)	<ul><li>61 児童発達支援(センター含む)</li><li>62 医療型児童発達支援</li><li>63 放課後等デイサービス</li><li>64 保育所等訪問支援</li><li>65 居宅訪問型児童発達支援</li></ul>	・県 ①事業所が横浜市、川崎市、相模 原市、横須賀市以外の市町村に ある場合 ②事業所が横浜市、川崎市、相模 原市、横須賀市のうち2市以上 にまたがってある場合 ・横浜市、川崎市、相模原市、横 須賀市 ①事業所が政令市内・中核市内 のみにある場合
指定障害児入所施設等 の設置者 (第 24 条の 19 の 2)	71 福祉型障害児入所支援 72 医療型障害児入所支援	・県 ①事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外の市町村にある場合 ②事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市のうち2市以上にまたがってある場合 ・横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市 ①事業所が政令市内・中核市内のみにある場合
指定障害児相談支援事 業者 (第 24 条の 38)	55 障害児相談支援	<ul> <li>・県</li> <li>①事業所が2つ以上の市町村にまたがってある場合</li> <li>・市町村</li> <li>①事業所が同一市町村内のみにある場合</li> </ul>

#### (3) 上記二法共通の届出先

- 〇根拠条文ごとに、運営事業所が<u>複数都道府県にまたがる場合</u>
  - ⇒ **国**(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課)

### 3. 届出様式

- 各法施行規則に規定
  - ① 総合支援法第34条の28
  - ② 総合支援法第34条の62
  - ③ 児童福祉法第18条の38
  - ④ 児童福祉法第25条の23の2
  - ⑤ 児童福祉法第25条の26の9
    - ·新規時(①1-1、②1-2、③2-1、④2-2、⑤2-3号様式)
    - · 変更時(①3-1、②3-2、③4-1、④4-2、⑤4-3号様式)
    - ・届出様式は、神奈川県ホームページに掲載
      - ⇒ 産業・働く ⇒ 介護・福祉サービス業
      - ⇒ 業務管理体制の整備に関する届出
- ※複数の根拠条文に該当するサービスを提供している法人 ⇒ 各条文ごとに届出様式を提出(複数)

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

#### 3 届出様式(各法施行規則に規定)

#### (1)新規の届出

施行規則	事業者区分	様式
総合支援法第 34 条の 28	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者	第1-1号
総合支援法第 34 条の 62	指定一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者	第1-2号
児福法第 18 条の 38	指定障害児通所支援事業者	第2-1号
児福法第 25 条の 23 の 2	指定障害児入所施設等の設置者	第2-2号
児福法第 25 条の 26 の 9	指定障害児相談支援事業者	第2-3号

#### (2)変更の届出

施行規則	事業者区分	様式
総合支援法第 34 条の 28	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者	第3-1号
総合支援法第 34 条の 62	指定一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者	第3-2号
児福法第 18 条の 38	指定障害児通所支援事業者	第4-1号
児福法第 25 条の 23 の 2	指定障害児入所施設等の設置者	第4-2号
児福法第 25 条の 26 の 9	指定障害児相談支援事業者	第4-3号

(3) 届出先区分変更の届出 (事業展開地域の変更)

施行規則	事業者区分	様式
総合支援法第 34 条の 28	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者	第1-1号
総合支援法第 34 条の 62	指定一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者	第1-2号
児福法第 18 条の 38	指定障害児通所支援事業者	第2-1号
児福法第 25 条の 23 の 2	指定障害児入所施設等の設置者	第2-2号
児福法第 25 条の 26 の 9	指定障害児相談支援事業者	第2-3号

- ★届け出された情報は「**障害福祉業務管理体制データ管理システム**」(国のシステム)に登録されます。
- ★上記(1)~(3)の届出様式は、神奈川県ホームページに掲載されています 神奈川県ホームページ
  - ⇒ 産業・働く
    - ⇒ 業務別情報
      - ⇒ 介護・福祉サービス
        - ⇒ 業務管理体制の整備に関する事項の届出について http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f470197/index.html
- ※ 複数の根拠条文に該当するサービスを行っている法人は、条文ごとに届出をする必要があります。
  - <例> 障害者総合支援法による「<u>生活介護</u>」、「<u>地域移行支援</u>」、児童福祉法による「<u>障害児</u> 入所支援」を同時に行っている法人は、新規届出時には、上記 3 (1) における 第 1 -1 号様式、第 1 -2 号様式、第 2 -2 号様式の 3 通(種類)の届出が必要になります。

### 4. 検査

#### 一般検査の実施

・ 書類(障害福祉情報かながわに掲載)による検査

⇒ 報告書を県に提出

・指定事業所種別毎に、概ね3年に一回

令和元年:前述①(指定障害福祉サービス事業者及び

指定障害者支援施設の設置者)

令和2年:前述③、④(指定障害児通所支援事業者、

指定障害児入所施設等の設置者)

令和3年:前述②、⑤(指定一般相談支援事業者及び指定)

特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者)

#### 特別検査の実施

- ・指定事業所等において指定取消処分相当事案 が発生
  - ⇒ 指定事業者等(運営法人)に対して実施

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

#### 4 検査

(1) 一般検査

全ての業務管理体制の整備が義務づけられた指定障害福祉サービス事業者等の本部等を 対象として、定期的(指定事業所種別ごとに、概ね3年に1回)に実施します。

- ア 届出内容について報告等を求めます
- イ 報告等の内容に不備が認められた場合には、障害福祉サービス事業者の従業者に出頭 を求め、改善を求めます
- ウ 上記において改善が見込まれない場合には、当該事業者本部等へ立ち入り、業務管理 体制の整備状況を検証します
- ★参考(令和4年以降も同様のローテーションで実施予定)
  - ・令和元年:前述①(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者)実施
  - ・令和2年:前述③、④(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者)実施
  - ・ 令和 3 年:前述②、⑤ (指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者) 実施

#### (2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発生した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証します



発熱等新型コロナウィルス感染症感染拡大防止に係る

### 事故報告について



#### 事故報告を要する事故の種類は以下のとおりです。

- 死亡
- 骨折
- 誤嚥
- ・食中毒
- 感染症》
- 所在不明
- 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- その他利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等

#### ※上記の感染症のうち、新型コロナウイルス感染症について

- (1)新型コロナウイルス感染症が心配なときには以下のフローを参考にしてください(2020年7月現在)。 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/flow/">https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/flow/</a>
- (2)指定障害福祉サービス事業所等で新型コロナ感染症(疑いを含む。)が発生した場合は、速やかに保健福祉事務所、市町村主管課、神奈川県障害サービス課事業支援グループへ連絡してください。
- (3) PCR検査や抗体検査を受け陽性が確定し、感染者が特定された場合は、事故報告書を神奈川県障害サービス課<u>監査グループ</u>へ書面で提出してください。

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

#### 新型コロナウィルス感染症について

・心配なときは、

神奈川県のホームページに照会されている上記(1)のURLのフローを 参考にしてください(2020年7月現在)。

感染症の疑い又は発生したときは、

神奈川県のホームページに照会されている保健福祉事務所(神奈川県のホームページ)健康・福祉・子育て > 福祉 > 地域福祉・助け合いのページ)、市町村主管課及び下記の神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課 事業支援グループへご連絡ください。

【連 絡 先】電話 045-210-4717・4732 (直通)

陽性反応が確定し、感染者が特定されたときは、

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課 <u>監査グループ</u>へ 事故報告書を書面で郵送してください。

【郵 送 先】郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通1 (封筒の表に事故報告書在中と記載してください。)



### 障害福祉サービス等情報 公表制度について



#### 情報公表制度は毎年更新が必要です。

#### 【更新の手順】

- ① 障害福祉サービス等情報公表システムにログイン
- ② 事業所詳細情報のすべての項目を入力し、承認申請を行う
- ③ 県の担当者が内容を確認し、承認または差戻しを行う (差戻しの場合は差戻し内容を確認の上再度申請をお願いします)
- ④ 県による承認後、報告内容が福祉サービス等情報公表システム(WAM NET) に公表される

#### 【報告期限】

・令和2年7月31日まで

#### 【注意事項】

- ・ログインIDとパスワードは、法人に一つ割り当てられています。
- ・事業所の情報について変更があった場合には情報公表システムの変更も随時 行ってください。



#### 【説明】

情報公表制度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3及び児童福祉法第33条の18第1項により定められています。 情報の公表は事業者の義務です。

毎年ログイン ID・パスワード忘れの問い合わせがとても多いです。 情報更新のために毎回使用するものなので、忘れないよう管理をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課監査グループ情報公表制度担当 電話 045-210-4736 (直通)

★障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)においてシステムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の資料を掲載していますので是非ご活用ください。

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/



# 個別支援計画作成にあたって

神奈川県障害サービス課 監査グループ



### 個別支援計画作成にあたって

#### 個別支援計画とは

サービス等利用計画の中で記載されているそれぞれの事業所の 役割を受けて、その利用者に対し

「<u>うちの事業所ではこのような目標をもって、これに配</u><u>慮して支援をしていきます」</u>というようなことが記入したものが個別支援計画です。

計画にはそれぞれの事業所の支援目標や内容、配慮事項等が整理されています。

サービスの提供は<u>個別支援計画に基づき</u>、利用者の心身の状況等に応じて、その利用者の 支援を適切に行うとともに、<u>サービスの提供が漫然かつ画ー的なものとならない</u>よう配慮し なければなりません。

#### サービス等利用計画とは

本人・家族の希望や関係者の役割を整理してまとめた計画のことであり、それぞれの事業 所の支援の基礎となる計画です。

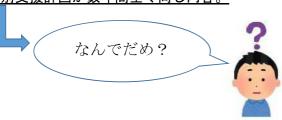
₩ 神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

#### **★**こういうのは



- □ サービス等利用計画があるし支援もしているため、個別支援計画は作成しなかった。
- □ 相談支援事業所が関わっているようだが、サービス等利用計画の内容を知らない。
- □ 個別支援計画が数年間全く同じ内容。



- ・数年間同じ内容の個別支援計画だと、
- ⇒障害特性に配慮した様々な支援を行っていたとしても計画に基づいたサービスを提供していない。
- ➡計画に基づいた支援をしていたとしたら、サービス提供が漫然かつ画一的になっている。

という指摘になる場合があります。



#### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が行う業務





②アセス メント

③計画の 原案作成 ④会議の 開催

⑤説明及 び同意

⑥交付

(7)モニタ リング

神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

#### ①利用状況の把握(フェイスシート、利用者台帳等)

利用申込者の利用に際し、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の提供状況等の把握や利 用者の心身の状況、置かれている環境等の把握をしなければならない。



□ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が利用者の障害の程度や健康情報などを <u>知らない。</u>

□ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が利用者の他のサービスの利用状況を知 らない。

#### **②アセスメント**

アセスメントを行うにあたり面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得なければならない。

#### 最低限、面談にて把握しなければならない内容

П	利用者の	有す る飠	₿カの評値	₩ □	利用者	旨の希望	■する	生活の:	把握	Г
	77771370 027	n 7 wn	らノン マノロール		411171316	コマノココチ	- 7 ·W		4L V+	

□ 置かれている環境の評価 □ 日常生活全般の状況の評価

コ 課題等の把握



#### **★**こういうのは



П	面談を行う	旨を	引用者	に説明し	ってし	いない。
_	<u>ших с 11 /</u>		.1/11 🗀	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		- · <b>o</b> · o

□ 面談をしていない。

□ 利用者の希望する生活を把握していない。

□ 利用者の有する能力を評価できていない。

#### ③個別支援計画の原案作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害サービスを提供する上での留意事項等を記載し た個別支援計画の原案を作成しなければならない。また、身体拘束や一部の加算については、個別支援 計画に記載しなければならない。

#### 最低限、個別支援計画に盛り込まないといけない内容

$\Box$	利用者及びその家族の生活に対する意向	□ 生活全般の質を向上させるための課題
ш	利用有及いての多族の生活に対する息円	ロ 土冶主放の具を向上でしるための味趣

□ 障害福祉サービス等ごとの目標及びその達成時期 □ 総合的な支援の方針

□ 障害福祉サービス等を提供する上での留意事項等

### 神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/



- □ アセスメントや支援内容の検討結果に基づいておらず、思いつきのような計画。
- □ 利用者や家族の意向が反映されていない。
- □ 達成時期が不明。または到底達成できない目標を定め、全く同じ内容が続いている。

#### ④個別支援計画作成に係る会議の開催

計画の原案の内容について意見を求める



П	++	ードス	提供:	汨出	老等が	۱ĥ	音貝	を求	めて	いなし	١.
	٠,	-	. TAF 175 1	_	71 7 7	. ~	.E. T.	$\sim$	CX J C	U ''AL U	•

- □ 個別支援計画に係る会議録を残していない。
- □ 会議に参加したサービス提供担当者の名前の記載がない。



#### ⑤説明及び同意

障害福祉サービス計画等の原案の内容について、利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の 同意を得なければならない。

★こういうのは



- □ 利用者が計画の内容を知らない。

#### ⑥交付

個別支援計画を作成したときは、計画を利用者に交付しなければならない。

**★こういうのは** 



□ 計画案については、説明時に利用者等にお渡ししているが、署名捺印がある同意を得たものは利用者に交付していない。



₩ 神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

#### <u>⑦モニタリング</u>

目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、個別支援計画の見直しの必要性を判断する。

その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容があっていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していくこと。

#### モニタリングを行うに当たっての注意点

- □ 定期的に利用者に面接しているか。
- □ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録しているか。

**★**こういうのは



- □ 個別支援計画を実施した評価を行っていない。またはその記録を残していない。
- □ 障害福祉サービスごとに定められた期間内においてモニタリングを実施していない。

#### まとめ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が行う業務は

### 上記①~⑦のすべて

※これ以外にも従業者に対して技術指導及び助言等もあります

また、②~⑦の業務が適切に行われていない、又はサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないと**減算**になる場合があります。

₩ 神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

#### 個別支援計画未作成減算

個別支援計画未作成減算は、減算が適用される月から2月目までについては、所定単位数の30%を減算、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

ちなみに厚生労働省が令和2年4月28日付で発した

<u>「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサー</u>ビスに係るQ&Aについて(4 月 28 日版)」において

「個別支援計画未作成減算については、2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援計画の作成が困難となっている児童がいるため、新たに個別支援計画未作成減算の要件に該当した場合は、本減算を算定しないものとする」とありますが、

これは新型コロナウイルス蔓延防止のため、<u>やむを得ない理由により、</u>利用者等との対面 による個別支援計画に係る説明や文書による同意を得られなかった場合等を想定していま す。



なお、神奈川県障害サービス課が令和2年3月6日付で発した

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所に係るQ&Aについて」において

「児童発達支援管理責任者が面談により保護者等に個別支援計画の説明を行えない場合には、児童発達管理責任者が**電話等により直接保護者等に** 説明を行い、郵送等により確認を受けることが必要である。」として おり、他のサービスでも同様の取り扱いとなります。

第 神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

#### 引用文献

- 強度行動障害支援者養成研修【基礎研修・実践研修】テキスト
- 児童発達支援ガイドライン

~ご覧いただきありがとうございました。~





### 新型コロナウイルスに係 る算定要件の注意事項に ついて



#### 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの柔軟な取り扱いについて

この取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむを得ない措置になるため、サービス提供や報酬の算定に当たっては、やむを得ない理由が客観的に証明できる記録が必要です。

#### 厚生労働省 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(令和2年2月17日)」より

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

新型コロナウイル感染拡大防止対策、緊急事態宣言の発令等を受け、事業所におかれては、代替的なサービスの提供や分散通所など様々な形態で利用者支援をされていることと思います。

国からも、サービス提供や事業所の人員基準等について柔軟な対応可能を すると通知が出ております。

事業所におかれましては、通知等を確認の上適切なサービス提供、報酬の 算定をお願いします。



#### 【代替的なサービスの提供】

利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を提供し、かつ下記の2点のいずれかに該当すると市町村が認める場合には<u>通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。</u>

- ①県又は保健所を設置する市からの休業の要請を受けて休業している 場合
- ②サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者 に感染する恐れがある場合等、サービス事業所での支援を避ける ことがやむを得ないと市町村が判断する場合

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

(具体的なサービス内容の例)

- 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- 利用者の健康管理
- 普段の通所ではできない、利用者や保護者との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポートまた、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と利用者及び保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

#### (関係通知)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)(令和2年5月27日)」

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所に係るQ&Aについて(令和2年3月6日)」 (問合せ先)詳細については、市町村にお問い合わせください。



#### 【報酬を算定する場合の留意事項】

利用者負担も発生する場合があるため、

「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援」をもって基本報酬を算定する場合には、次の事に留意してください。

- ・<u>あらかじめ利用者および家族等に対して丁寧な説明を行うこと。</u> (特に自己負担が発生する場合には利用者及び保護者に対して了解を得ること)
- ・単なる欠席連絡については、サービス提供とみなされないこと。
- ○事業所として残しておくべき記録
- ・利用者及び家族等の同意を得ていることが分かるもの。
- ・実施したサービス記録

(実施した日時、対象者名、相談支援等の手段、方法、所要時間、支援した内容、 対応した職員名)

Kanagawa Prefectural Government

#### (問合せ先)

詳細については、支給決定市町村にお問い合わせください。



#### 【人員配置に係る加算について】

基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について 一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、

- ①新型コロナウイルス感染症への対応によって一時的に要件を満たさなくなった 場合。
- ②利用者への支援に配慮すること

上記の要件を満たしていれば、新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく加算を算定することができます。

※実績を伴った場合に算定できる加算については対象外です。 例)送迎加算、食事提供加算等

- ○事業所として残しておくべき記録
- ・やむを得ず人員が確保できない理由、その期間が分かるもの。

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

ここで記載している"新型コロナウイルス感染症への対応"とは

- ・職員は出勤前に体温の計測を行う
- 発熱が認められる場合には出勤を行わないことを徹底する
- ・過去に発熱が認められた場合には、解熱後 24 時間以上経過し、呼吸器症状が改善するまでは出勤を行わないことを徹底する。

上記の対応等より一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等 については新型コロナウイルス加算を算定することができます。

#### (関係通知)

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日)」及び「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日)」。

#### (問合せ先)

障害サービス課事業支援グループ (電話) 045-210-4732



各障害福祉サービス種別ごとの対応等について、詳しくは厚生労働省ホームページに通知が出ていますのでご確認ください。

#### 【厚生労働省ホームページ】

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00097.html

通知については「障害福祉情報サービスかながわ」にも掲載しています。 【掲載場所】

「障害福祉情報サービスかながわ」

- →「書式ライブラリ」
  - →「6. お知らせ(県内共通)」
    - →「7-2 新型コロナウイルス感染症関連情報」

また、報酬の算定方法等について、市町村も通知を出していますのでご確認ください。





### サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 研修の体系の見直し等について



### サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者

- サービス管理責任者等の役割 について
- 2 研修体系の見直し等について
- 3 令和2年度の研修について

Kanagawa Prefectural Government



https://www.pref.kanagawa.jp.

### サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者

1 サービス管理責任者等の 役割について



# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の主な4つの役割

① 支援プロセスの管理に関すること (利用者や保護者に対するアセスメントや個別支援計画の

作成・見直し等のサービス提供プロセスの管理者)

- ② サービス提供者への指導・助言に関すること (サービス提供に当たっての事業所内リーダー)
- ③ 関係者や関係機関との連携に関すること (地域の支援チームの要)
- ④ その他に関すること (利用者満足度や第三者評価等)

**介** 神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が主に行うこと

- ① 個別支援計画の作成に当たっての障害者、障害児及び保護者に対するア セスメント
- ② アセスメント等の結果に基づく個別支援計画の原案の作成
- ③ 個別支援計画の作成に係る会議の開催
- ④ 個別支援計画の原案を、障害者、障害児及びその保護者に対して説明し、 文書により同意を得ること
- ⑤ 個別支援計画の障害者、障害児の保護者への交付
- ⑥ 個別支援計画の実施状況のモニタリング及び必要に応じた当該計画の変 更
- ⑦ モニタリングに当たっての障害者、障害児及び保護者等との定期的な面接、 モニタリング結果の記録
- ⑧ 他の従業者に対する技術指導及び助言

### サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者

2 研修体系の見直しについて(令和元年度)

【平成30年度まで】

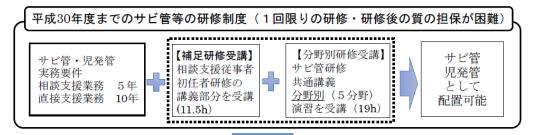
1回の研修修了者をサビ管・児発管として輩出する研修体系

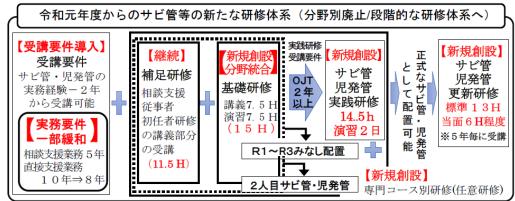
【令和元年度以降】

段階的にサビ管等を養成していく研修体系へ (基礎研修後の2年間のOJTの義務化、更新研修の導入)

Kanagawa Prefectural Government

#### I サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修体系が大幅に変更





anagawa Prefectural Government

7

#### Ⅱ サビ管・児発管の基礎研修の受講要件と実務経験の違い

補足研修、基礎研修修了後の サビ管・児発管への配置に差が生じます



研修修了後、 1人でサビ管・児発管への 配置が可能

研修を修了しても、<u>実務要件を満たすまで</u> 2人目サビ管・児発管にしかなれません

	従 事 内 容	実務要件の年数等	受講要件の年数等 (実務要件ー2年)
	相談支援業務に従事	5年以上かつ900日以上	3年以上かつ540日以上
$\vdash$	直接支援業務に従事	8年以上(※1)かつ1440日	6年以上(※1)かつ1080日
$\vdash$	社会福祉主事任用資格者等(※2)に 該当し、直接支援業務に従事	5年以上かつ900日以上	3年以上かつ540日以上
	【サービス管理責任者】 国家資格等(※3)による業務に3年従事し、 相談支援業務・直接支援業務に従事した期間	3年以上かつ540日以上	1年以上かつ180日以上
厂	【児童発達支援管理責任者】 国家資格等(※3)による業務に <u>5年従事</u> し、 相談支援業務・直接支援業務に従事した期間	"	11

児場必又児験以 発合ずは者が1 と の、童害経年要 ※1 令和元年度から、直接支援業務の従事期間は、10年から8年に短縮されました。

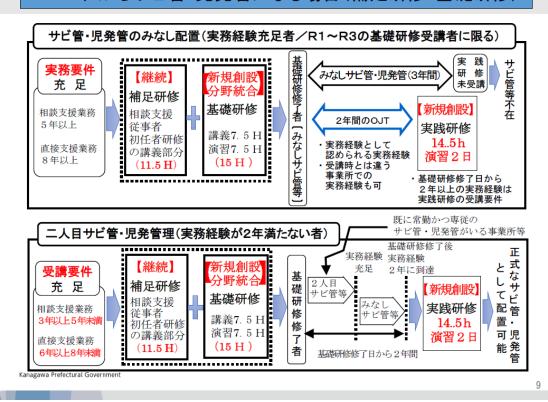
※ 2 社会福祉主事任用資格者等とは、社会福祉主事任用資格、居宅介護職員初任者研修(旧ヘルパー2 級)以上に相当する研修の修了者、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員任用資格、精神 障害者社会復帰指導員任用資格

※3 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

Kanagawa Prefectural Government

8

#### Ⅲ これからサビ管・児発管になる場合(補足研修・基礎研修)



#### Ⅳ サビ管・児発管の基礎研修と実践研修のカリキュラム

#### 《 サビ管 基礎研修(新体系)》

科目	時間数
1. サービス管理責任者・児 童発達支援管理責任者の基本 姿勢とサービス提供のプロセ スに関する講義	7.5時間
サービス提供の基本的な考え方	(60分)
サービス提供のプロセス	(90分)
サービス等利用計画と個別支援計 画の関係	(90分)
サービス提供における利用者主体 のアセスメント	(150分)
個別支援計画作成のポイントと作 成手順	(60分)
2 サービス提供プロセスの 管理に関する演習	7. 5時間
個別支援計画の作成 (演習)	(270分)
個別支援計画の実施状況の把握 (モニタリング) 及び 記録方法 (演習)	(180分)
合計	15時間

#### 《 サビ管 実践研修(新体系)》

科目	時間数
1. 障害福祉 の動向 に関する講義	1時間
障害者福祉施策の最新の動向 (講義)	(60分)
2. サービス提供に関する講義及び演習	6.5時間
モニタリングの方法 (講義・演習)	(120分)
個別支援会議の運営方法 (講義・演習)	(270分)
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5時間
サービス提供職員への助言・指導について(講義・演習	(90分)
実地教育としての事例検討会の進め方 (講義・演習)	(270分)
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5時間
サービス担当者会議等におけるサ ービス管理責任者の役割(多職種連携や地域連携の実践 事例からサービス担当者会議のポイントの整理)(講義	
(自立支援) 協議会を活用した地域課題の解決に向けた 取組 (講義)	(50分)
サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用につい のまとめ(演習)	で (110分)
合計	14.5時間

Kanagawa Prefectural Government

10



https://www.pref.kanagawa.jp/

#### <二人目サビ管・児発管ができる業務>

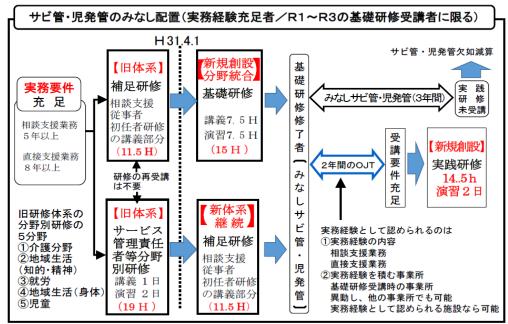
#### 【二人目サビ管・児発管ができる業務(①及び②)】

- ① 個別支援計画の作成に当たって、障害者や障害児の保護者に対し、アセスメント(適切な方法により、障害者や障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、その希望する生活並びに課題等の把握すること)を行うこと
- ② アセスメント等の結果に基づき、個別支援計画の原案の作成すること(必要に応じ、サービス 管理責任者等が所属する事業所のサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービ ス等との連携についても個別支援計画に位置付け)

#### 【二人目サビ管・児発管ではできない業務(③~⑧)】

- ③ 個別支援計画の作成に係る会議の開催
- ④ 個別支援計画の原案を、障害者、障害児及びその保護者に対して説明し、文書により同意を 得ること
- ⑤ 個別支援計画を障害者、障害児の保護者に交付すること
- ⑥ 個別支援計画の実施状況のモニタリングをし、必要に応じて当該計画を変更すること
- ⑦ モニタリングに当たっても、障害者又は障害児の保護者等と定期的に面接するとともに、モニタリングの結果も記録すること
- ⑧ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと

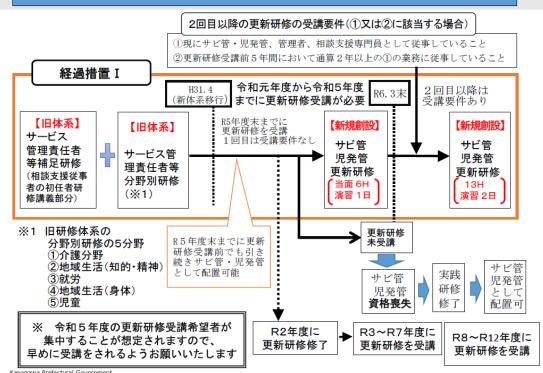
## 平成30年度までに補足研修又は分野別研修を修了している方



Kanagawa Prefectural Government

12

#### VI 平成30年度までにサビ管・児発管になっている場合(更新研修)



Kanagawa Prefectural Government

13

#### Ⅲ サビ管・児発管の更新研修のカリキュラム

#### 《サビ管 更新研修(新体系)》

科目	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義	1時間
障害者福祉施策の最新の動向 (講義)	(60分)
2. サービス提供の自己 検証に関する演習 (5時間)	5時間
事業所としての自己検証 (演習)	(90分)
サービス管理責任者としての自己検証 (演習)	(120分)
関係機関との連携(演習)	(90分)
3. サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョン に関する講義及び演習	7時間
サービス管理責任者としてのスーパービジョン (講義)	(180分)
事例検討のスーパービジョン (演習)	(60分)
サービス提供職員等へのスーパービジョン (演習)	(120分)
研修のまとめ (演習)	(60分)
合計	13時間

※令和5年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

Kanagawa Prefectural Government

14

#### 令和元年度以降のサビ管・児発管を配置できるサービス種類 VШ H31.4(新体系/分野別廃止) サビ管研修 サビ管の配置義務があるサービス 修了証 (介護) 生活介護、療養介護 就労移行支援 サビ管の実務要件 サビ管研修 就労継続支援(A·B型) のみ充足 修了証 就労定着支援 地域生活 自立訓練(機能訓練) (知的・精神) 自立訓練(生活訓練) 自立生活援助 サビ管と児発管の サビ管研修 共同生活援助 修了証 両方の実務要件 施設入所支援 (就労) を充足 児発管の配置義務があるサービス サビ管研修 児発管の実務要件 修了証 児童発達支援 地域生活 のうち児童・障害の (知的・精神) 医療型児童発達支援 経験が3年未満 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 (サビ管の実務要件は充足) 児童・障害の 経験年数が 居宅訪問型児童発達支援 3年に到達 児発管の実務要件 児発管研修 するまで 福祉型児童発達支援センター 修了証 のみ充足 医療型児童発達支援センター (児童) (児童・障害の 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 経験も3年あり) Kanagawa Prefectural Government 15

#### IX サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A

#### 2. 研修分野統合について

#### (サービス管理責任者等の要件)

(間2) 従来のサービス管理責任者研修の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)及び就労の各分野をいう。以下同じ。)及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一するとのことだが、<u>サービス管理責任者が児童</u>発達支援管理責任者にもなれるということか。

#### (答)

<u>サービス管理責任者等</u>の要件については、<u>それぞれの告示において、①実務経</u> 験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

平成 31 年 3 月 29 日付障発 0329 第 19 号による改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、②の要件は統一される。一方、①の要件については、これまでと同様、それぞれの要件が必要になる。なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る①の要件を満たす者が②の要件を満たした場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事することが可能となる。

※ 平成31年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室からの事務連絡より抜粋

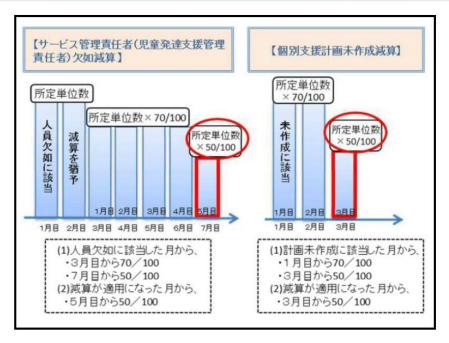
Kanagawa Prefectural Government

16

#### X サービス管理責任者等がやむを得ない事由で欠けた場合

- 《サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由で欠けた場合のみなし配置》
- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者がやむを得ない理由で欠けた場合には、実務経験要件を満たす者については、その事実が発生した日から1年間に必要な研修を受けることで、当該事業所においてサービス管理責任者としての要件を満たすものとみなされます。
- 《サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠けた場合の対応》
- 各事業所で定められている就業規則の定めに従い、サービス管理責任者が 退職した場合には、常識的に考えて、やむを得ない理由により欠けたものと認 めるのは困難と考えます。
- ○<u>サービス管理責任者が欠けた場合には、サービス管理責任者欠如減算及び</u> 個別支援計画未作成減算が適用されることもありますので、やむを得ない事由 に該当するか、必ず県に御照会ください。

# サービス管理責任者欠如減算等の例



「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol. 1」より抜粋

Kanagawa Prefectural Government

18



https://www.pref.kanagawa.jp/

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

# 3 令和2年度の研修について

○補足研修 講義2日

(相談支援従事者初任者研修(講義部分))

- ○基礎研修 講義1日 演習1日(2日)
- ○更新研修 講義2時間 演習5時間(1日)



# 【令和2年】

新型コロナウイルス感染症が依然として蔓延し、 7月以降も新規感染者が増加傾向

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修】 講師や受講生、研修スタッフの命と健康を守るため

講義 ⇒ 映像配信等により遠隔化で実施

演習 ⇒ 小規模・分散化し、マスクの着用、手洗い 又は手指消毒の実施、会場での定期的な換 気など十分な感染防止対策を講じた上で実施

Kanagawa Prefectural Government



https://www.pref.kanagawa.jp/

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

【令和2年度 研修(前期開催コース)】

補足研修 基礎研修 更新研修

中止



# 補足研修(令和2年度後期)

【令和元年度】 講義(集合研修)

⇒【令和2年度(後期)】講義(映像配信)

【令和2年度(後期)の実施】

研修内容 相談支援従事者初任者研修(講義部分)

募集期間 7月17日(金)~ 8月18日(火)

講義(映像配信)9月 7日(月)~ 9月16日(水)

※ 日本相談支援専門員協会のe-ラーニングシステムで、同協会が作成した講義映像を視聴

講義(放 映 会) 9月24日(木)~ 9月25日(金)

※ 放映会は、ウェブで講義映像を見る環境がないなど明確な理由がある受講生が対象

研修実施事業者 特定非営利活動法人かながわ障がい ケアマネジメント従事者ネットワーク

Kanagawa Prefectural Government



https://www.pref.kanagawa.jp/

# 基礎研修(令和2年度後期)

【令和元年度】講義1日(集合研修)、演習1日(集合研修)

**⇒【令和2年度(後期)】** 

講義1日(映像配信)、演習1日(小規模・分散化)

【令和2年度(後期)の実施(予定)】

研修内容 サビ管・児発管になるために

サービス提供のプロセスを学ぶ

募集期間 7月下旬から8月(予定)

講義(映像配信)9月(予定)

演習(小規模・分散化) 9月下旬以降(予定)

研修実施事業者 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会等



# 更新研修(令和2年度後期)

【令和元年度】講義1時間・演習5時間(1日集合研修)

⇒【令和2年度(後期)】

講義2時間・演習5時間(1日小規模・分散化)

※ 講義は「障害福祉の動向に関する講義(1時間)」と 「意思決定支援に関する講義(1時間・追加)」の2時間を予定

【令和2年度(後期)の実施(予定)】

研修内容 サービス提供の自己検証の演習等

募集期間 7月下旬から8月(予定)

講義・演習(小規模・分散化)

40名×8コース=320名 (9月以降/予定)

研修実施事業者 特定非営利活動法人かながわ障がい

ケアマネジメント従事者ネットワーク



# 福祉・介護職員処遇改善加 算等について

Kanagawa Prefectural Government



https://www.pref.kanagawa.jp



福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定することについて、処遇改善計画書の作成、処遇改善計画の職員への周知、加算対象事業所の届出書の作成など

※法人の定款等の規定に基づき必要に応じ、理事会の承認、就業規則の変更等の手続きを行って ください。

一括管理する事業所の追加・削除、就業規則等の変更(福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。) が生じた場合は変更の雇出が必要です。

#### 神奈川県へ届出書提出

(指定都市・中核市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)に事業所がある場合は、各市に対して届出が必要です。)

#### サービス提供



毎月の利用者1人1人の請求において、「総費用額等×サービスごとに定められた加算率」により算出された加算額を上乗せして請求します。 実際の請求では、加算額は自動計算されます。

#### 請求情報作成

(サービス提供の翌月1~10日)



通常の請求を行うのと同じように国 保連合会へ伝送請求します。 請求情報は通常の介護給付費等と 同様に審査が行われます。

#### 指定口座へ振込み (サービス提供の翌々月15日)



審査を通過し承認された請求は、 介護給付費等が振り込まれる口 座に振り込まれます。

※本加算分の受給総額は請求受付年月ごとにシステムから出力できます。

この図は指定事業所等の事業所番号を保有し、国保連合会へ請求する場合を示しています。



振り込まれた給付費を原資として賃金の 改善を実施

# 実績報告書を神奈川県に提出(毎年度)



福祉・介護職員処遇改善計画に則って、職員の賃金改善を行います。この加算に係る給付費は賃金の改善以外に充てることはできません。

※全額職員に支給することが必要



各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日(令和2年度は8月末日)までに実績報告書を提出します。この際、実際に賃金改善に充てられた額が加算として受け取った額を上回っているかなどを確認する必要があります。

- ★福祉・介護職員処遇改善加算を算定するためには、本加算を活用した賃金改善のほか、①キャリアパス要件(福祉・介護職員の賃金体系や研修計画を定めること)、②職場環境等要件(賃金改善以外の処遇改善を行う(事業所の経費から支出)こと)を満たす必要があります。
- ※特別加算を算定する場合には不要です。
- ★福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定するためには、①配置等要件、②現行加算要件、③職場環境要件、④見える化要件があります。



#### 福祉・介護職員処遇改善加算の対象

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、 障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、 就労支援員、訪問支援員

#### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の対象

事業所の全従業者

以下のグループに割り振り、配分する。

Group1【経験・技能のある障害福祉人材】

Group2【他の障害福祉人材】

Group3【その他の職種】

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について

- Group 1 【経験・技能のある障害福祉人材】とは、勤続年数 10 年以上の
- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護 職員
- ・ 心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責
- Group2【他の障害福祉人材】とは、勤続年数 10 年未満の
- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護 職員
- ・心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

または、勤続年数に関わらず

- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持たない福祉・ 介護職員
- Group3【その他の職種】とは、
- <u>Group 1 ・ 2</u>に属さないすべての職種(管理者、医療職、運転手、事務職員など)



#### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分条件

グループそれぞれの賃金改善額について、以下の条件が求められます。

条件a <u>Group1</u>のうち1人以上について「賃金改善見込額が月額平均8 万円以上」又は「改善後の賃金年額が440万円以上」であること

条件b <u>Group1</u>の平均賃金改善額が、Group2の平均賃金改善額の2倍以上であること

条件c Group 2の平均賃金改善額が、 Group 3の平均賃金改善額の2倍以上であること

条件d Group3の賃金改善後の賃金見込み額が 年額440万円を上回らないこと

Kanagawa Prefectural Government



https://www.pref.kanagawa.jp/

#### 届出について

#### 【計画書】

◆ 加算を取得しようとする場合は取得しようとする<u>前々月の末日</u>までに提出してください。

#### 【実績報告】

- ◆ 実績報告書は各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに 提出してください。
- ◆ 実績報告書の提出がない場合、本加算を全額返還していただく場合があります。

#### 【変更届】

◆ 新たな事業所の追加や削除、加算の種類やキャリアパス区分に変更が生じる場合は前月 15日までに変更の届出を忘れずに提出してください。体制届も必要。

#### 【賃金水準引下げに係る届出】

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準(加算による賃金改善部分を除く)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書を各指定権者に届け出ることとする。



#### 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書

「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載している事務連絡を参照の上、 積極的な加算の取得をよろしくお願いします。

#### 【掲載場所】

「障害福祉情報サービスかながわ」

- →「書式ライブラリ」
  - →「6. お知らせ(県内共通)」
    - →「福祉・介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ」

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\_Result2.asp?category=70&topid=15

Kanagawa Prefectural Government



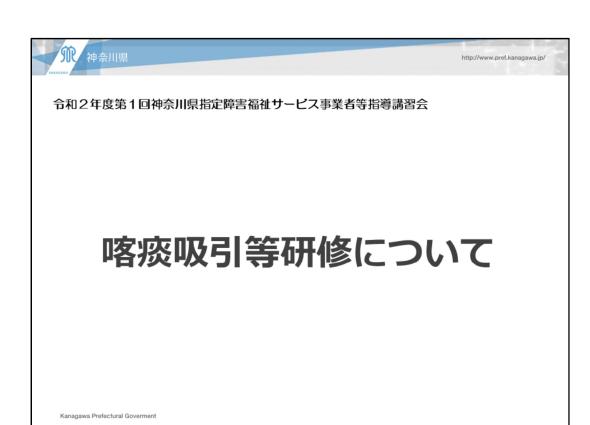
https://www.pref.kanagawa.jp/

### 取得促進セミナー、事業者相談会

福祉・介護職員処遇改善加算等の新規取得又は上位区分への変更等、 労働整備に関する指定障害福祉サービス事業者等の取組を促進するため 取得促進セミナーと事業者相談会を開催する予定です。

こちらにもぜひご参加ください!

開催日程など詳細は今後「障害福祉情報サービスかながわ」にてお知らせしていきます。



#### 問合わせ先

- ○認定特定行為業務従事者認定証の交付
  - 1、2号→高齢福祉課 福祉施設グループ 045-210-1111(内線4852)
  - 3号 →障害サービス課 事業支援グループ 045-210-4732
- ○事業者の登録
  - 介護保険に係る在宅サービス事業所
- →高齢福祉課 福祉施設グループ(内線4842)、在宅サービスグループ(内線4719)

障害サービス事業所

→障害サービス課 事業支援グループ(045-210-4732)

【喀痰吸引等制度に関する書式等掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリ
- →6. お知らせ(県内共通)
- →2 喀痰吸引等制度に関するお知らせ

(URL)https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L Result2.asp?category=67&topid=15

# 喀痰吸引制度について

H24年 社会福祉士及び介護福祉士法改正

→ 一定の条件※1を満たした福祉施設において 喀痰吸引と経管栄養が実施可能

## 第3号

特定の者※2対象で特定の医療的ケア※3を 実施(認定特定行為業務従事者)

- ※1.認定特定行為業務従事者認定証を取得している者が事業者登録をしている 事業所でのみ、認定証に記載の行為が実施可能。
- ※2.研修を修了した者に対して特定行為を実施可能
- ※3.省令で定める行為の一部または全部
  - ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引
  - 4 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養
- ○制度に関しては厚労省のパンフレット(別紙)も併せてご確認ください。

# 報酬について

## 【障害児通所系サービス】

# 医療連携体制加算(IV)

認定特定行為業務従事者が特定の方に特定 の行為を行った場合、障害児1人に対して1日に つき100単位加算する。

※看護職員加配加算を算定している場合は算定しない。

# 【訪問系サービス】(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

## 喀痰吸引等支援体制加算

特定事業所加算(I)を算定していない事業所に おいて介護職員等が痰の吸引等を実施した場合 に、1日につき100単位加算する。

# 報酬について

# 【障害者通所系サービス】

(自立訓練((生活訓練))·就労移行支援·就労継続支援A·就労継続支援B型)

# 医療連携体制加算(IV)

認定特定行為業務従事者が特定の方に特定 の行為を行った場合、障害者1人に対して1日 につき100単位加算する。

※看護職員が喀痰吸引等を行う場合は算定しない。

# 報酬について

# 【障害者入所系サービス】

(共同生活援助・短期入所)

# 医療連携体制加算(IV)

認定特定行為業務従事者が特定の方に特定 の行為を行った場合、障害者1人に対して1日 につき100単位加算する。

※看護職員配置加算を算定している場合や、看護職員が行う場合は算 定しない。

# 研修について

〇令和2年度の研修日程については各研修機関へお問い合わせください

【県内の研修機関一覧掲載先】 障害福祉情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリ
- →6. お知らせ(県内共通)
- →2 喀痰吸引等制度に関するお知らせ
- → 文書名「登録研修機関登録状況一覧」

(URL)https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\_Result2.asp?category=67 &topid=15



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等 (たんの吸引・経管栄養)についての制度がはじまります。

~介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成23年法律第72号)の施行関係~

平成23年11月

厚生労働省

#### たんの吸引等の制度

#### (いつから始まりますか)

平成24年4月から、

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)の一部改正(※)により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護と**の連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引 等』の行為を実施できることになります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

#### (対象となる医療行為は何ですか)

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、

- 〇たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ○経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

#### (誰が行うのでしょうか)

- 今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、
  - 〇介護福祉士(※)
  - 〇介護職員等(具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等)であって一定の研修を修了した方が実施できることになります。
  - ※介護福祉士については平成27年度(平成28年1月の国家試験合格者)以降が対象。

#### (どこで行われるのでしょうか)

特別養護者人ホーム等の施設や在宅(訪問介護事業所等から訪問)などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる登録事業者(P-6参照)により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

#### 《参考:これまでの背景》

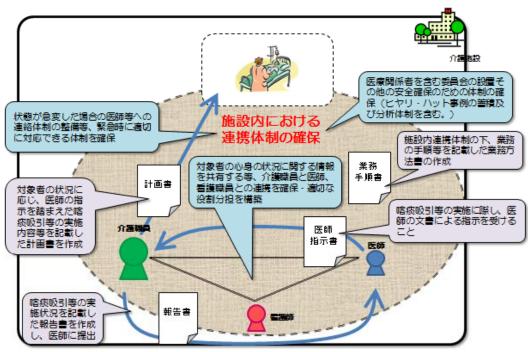
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に 運用(実質的違法性阻却)されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今 回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場(介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)が設けられました。

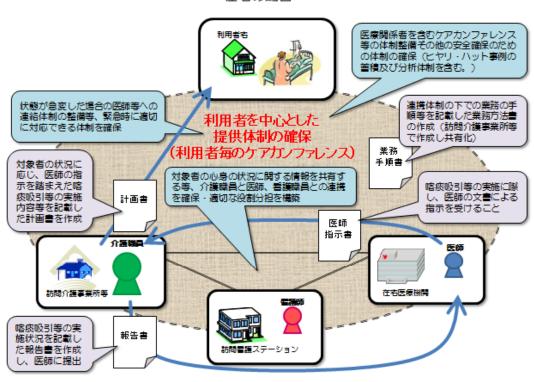
#### たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

#### ~施設の場合~



#### ~在宅の場合~



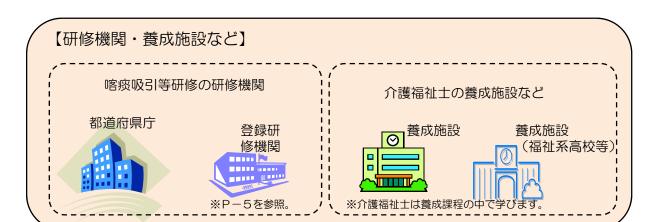
#### たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、

- ○介護福祉士はその養成課程において、
- ○介護職員等は一定の研修(『喀痰吸引等研修』)を受け、

たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

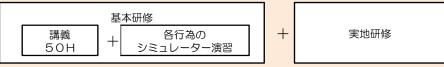
※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者(経過措置対象者)については、 こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置 が定められています。



#### 「喀痰吸引等研修」

研修には、3つの課程が設けられてます。 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

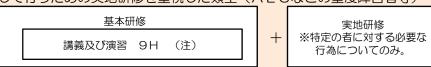
○今回対象となった行為すべてを行う類型



○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。 ※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



〇特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型(ALSなどの重度障害者等)

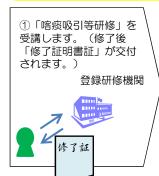


(注) 重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う 場合には20.5時間

#### たんの吸引等の業務ができるまで(例)

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

#### 現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合







④医師の指示の下、看護師等と連携し、たんの吸引等の提供を行うことができます。



『認定特定行為業務従事者認定証』 たんの吸引等の業務を行うための証明書です。 (実施できる行為が記載されています。)

#### 現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。





③認定された行為につき、医師の指示の下に、 看護師等と連携して引き続き、たんの吸引等 を行うことができます。



『認定特定行為業務従事者認定証』 たんの吸引等の業務を行うための証明書です。 (実施できる行為が記載されています。)

#### これから「介護福祉士」を目指している場合

①養成施設に入学し、 養成課程の中で学習し ます。



②卒業後、「介護福祉士」の国家試験を受験し、合格後に「介護福祉士」としての登録を行います。

※「介護福祉士登録 証」が交付されます。



③事業者に就業します。 就業後「実地研修(※)」を受 講します。(修了後「修了証 明書証」が交付されます。)



④実地研修終了後、「介護福祉士登録 証」の変更を行った上、医師の指示の 下、看護師等と連携し、たんの吸引 等の提供を行うことができます。



(※)登録事業者における「実地研修」

介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

#### 登録研修機関

- 〇たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。
- ○「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件(登録基準)満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- ○登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。
- 〇また、「認定証(認定特定行為業務従事者認定証)」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

#### 登録基準(登録研修機関の要件)

- ○たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。
- ○研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。
- 〇研修に必要な器具等を確保していること。
- 〇以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。
  - ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等
- ○研修の各段階毎に修得の程度を審査すること。(筆記試験及びプロセス評価)
- ○都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- ○研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

#### 登録事業者(登録喀痰吸引等事業者·登録特定行為事業者)

- ○個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、 登録事業者(※)であることが必要です。
- ○登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件(登録基準) を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- (※) 登録喀痰吸引等事業者 (H27年度~ 従事者に介護福祉士のいる事業者) 登録特定行為事業者 (H24年度~ 従事者が介護職員等のみの事業者)

#### 登録基準(登録事業者の要件)

- ◎医療関係者との連携に関する事項(実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。)
  - 〇たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
  - ○介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担 (対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等)
  - ○緊急時の連絡体制の整備
  - ○個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
  - ○たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
  - 〇これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など
- ◎安全確保措置など(たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。)
  - ○医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
  - ○必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
  - ○たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
  - ○業務上知り得た秘密の保持 など
    - ◎介護福祉士の「実地研修」
      - ※「登録喀痰吸引等事業者(平成27年度~)」においての登録基準となります。
      - ○養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
        - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
        - ・修得程度の審査を行うこと
        - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
        - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など

#### たんの吸引等に関するQ&A

- (Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は、すべて たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けて認定されなければならないのですか?
- (A) すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまで もありません。

- (Q) 現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者に なる必要がありますか?
- (A) すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。 ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行 わせる場合には登録が必要となります。
- (Q) 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き続き行えるのでしょうか?
- (A) 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。(※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。)
- (Q) 具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいいのか?
- (A) 研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。 また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を 行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせくだ さい。



# ↑ 神奈川県

# 身体拘束廃止未実施減算 の取り扱いについて

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定が行われ、これまで以上に身体拘束について適切な対応が求められています。

また、法令の規定では、身体拘束は原則、禁止されており、やむを得ず緊急的に実施する場合は、人権に配慮した適切な手続きと記録が必要となります。

このため、神奈川県では、今年度の指導監査の実施方針及び重点事項の項目として、次の項目を位置付けて、実施することとしています。

#### <人権侵害等の防止に向けた取組>

○ 虐待防止に係る具体的かつ効果的な取組(定期的な自己点検、組織的な支援 体制、研修の実施、不適切な身体拘束を防止する対策など)

神奈川県ホームページの掲載箇所

(URL) https://www.pref.kanagawa.jp/documents/26728/r2houshin.pdf

そこで、改めて身体拘束についての諸制度について説明しますので、各施設・事業所で身体拘束を実施している場合は、制度に則った運用が行われているか、自己点検をお願いします。



## 障がい者に対する身体拘束の考え方

## 身体拘束は、行ってはならない。

(例外) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の内容 の記録が必要

- 1) 態様
- ② 時間
- ③ 利用児者の心身の状況
- ④ 緊急やむを得ない理由(切迫性・非代替性・一時性)
- ⑤ その他必要な事項



正当な理由や記録がなく身体拘束することは・・・

①身体的虐待、②運営基準違反に該当

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

法令に基づく、手続きを行っていない場合や記録がない場合にあっては、違法な 行為とみなされる場合があります。

- ・ 正当な理由なく、身体拘束を行うことは身体的虐待に該当
- 記録がない場合にあっては、身体的虐待や運営基準違反に該当
- 【参考】障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営に関する基準」では、次のとおり規定されています。

#### (身体拘束等の禁止)

第73条 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等は行ってはならない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児者の<u>心身の状</u>況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。



# やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

# 緊急やむを得ない場合とは・・・

・切迫性 … 利用者本人又は他の利用者等の

生命、身体、権利が危険にさら

される可能性が著しく高い。

・非代替性 … 身体拘束その他の行動制限を

行う以外に代替する方法がない。

一時性 … 身体拘束その他の行動制限が

一時的であること。

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

上記の3要件の全てに該当する場合以外は、身体拘束等を行うことはできません。 また、身体拘束を行っている場合の記録にあっては、その態様ごとに3要件について 検証を行い、身体拘束の解除ができないか、アセスメントが必要になります。

昨年度、監査や実地指導を行った施設、事業所においては、次のような、不適切な対応が行われていました。

#### (昨年度の事例)

- ・ 一人の利用者に対して、ミトンの装着や車椅子乗車時のベルト固定等複数 の身体拘束を行っていたが、それぞれについて緊急やむを得ない場合の3要 件の検証が行われていなかった。
- ・ 施設で行われていた身体拘束について、3要件すべてについての検証が行われていなかった。施設では、3要件のうち、1つでも該当していれば、緊急やむを得ない理由に該当すると誤った理解をしていた。また、誤った運用について、指導する立場である幹部職員についても誤った理解をしており、指導ができていなかった。



# 身体拘束に関する報酬制度上の取扱い

### 身体拘束廃止未実施減算

### 身体拘束等に係る記録がない場合、減算対象となる

- 必要な事項の記録
  - 態様、時間、利用者の心身の状況
  - 緊急やむを得ない理由(3要件)
  - その他必要な事項
- 〇 減算の内容

事実発生月の翌月から改善が認められた月までの間について

全利用者5単位/日 減算

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

身体拘束廃止未実施減算とは、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、 身体拘束等の適正化を図るため創設されました。

このため、身体拘束の実施にあたっては、より厳格な運用が求められています。

特にやむを得ず身体拘束を行った場合は、安全性、心身の状態、身体拘束解除の可能性等利用者の状態を的確に把握し、記録を作成することが重要となります。

昨年度、監査や実地指導を行った施設、事業所においては、次のような、不適切、不 十分な記録が行われていました。

#### (昨年度の事例)

・ 継続的にミトンの装着による身体拘束を実施していたが、観察した記録内容 が装着していたかということを○×で記録しただけの内容となっていた。利用 者の心身の状況や衛生面の確認、入浴時の解除等について、観察、記録ができ ていなかった。



# やむを得ず身体拘束等を行う際の手順

- 組織による決定と個別支援計画への記載!
  - ⇒ 管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等が出席 した個別支援検討会議において、慎重な検討が必要
  - ⇒ 個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得 ない理由の記載が必要
- 本人・家族への十分な説明と同意が必要!
  - ⇒ 同意書や承諾書へのサイン
- 必要事項の記録が必要!
  - ⇒ 記録がない場合、身体的虐待、運営基準違反に該当

#### 【説明】

- (1) 身体拘束等を実施する場合の事前手続
  - ① 利用者の障害特性のアセスメントによって、身体拘束等行動制限の必要性 について検証を行い、緊急やむを得ない場合についての検証を実施
  - ② 施設、事業所において組織としての検証及び決定
  - ③ 個別支援計画への記載による共有
  - ④ 保護者等への十分な説明及び承諾
- (2) 身体拘束等を実施している時の対応
  - ① 実施記録を作成
    - ・ 態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(3要件)
  - ② 身体拘束等実施結果について、施設、事業所内で情報共有
  - ③ 保護者等に対して身体拘束の実施状況等の説明
  - ④ モニタリング会議による廃止に向けた可能性について検討

やむを得ず身体拘束を行う場合には、上記の手順でアセスメント、記録の作成等 を必ず行ってください。



## 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けた取組

詳しくは…

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き (平成30年度6月)」をご確認ください。

#### 【掲載場所】 神奈川県ホームページ

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 障害福祉 > 障害者虐待防止・権利擁護のために >

#### (資料名)

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き (施設・事業所従事者向けマニュアル)

(URL) http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f420445/

Kanagawa Prefectural Government

#### 【説明】

身体拘束は、やむを得ない理由がない限り、原則禁止されております。

障害者総合法の基本理念にある「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」として謳われているように、いかなる支援の場面においても人権の配慮が行われていなければ、利用者のための質の高い支援にはつながることはありません。

施設・事業所におかれましては、身体拘束廃止と利用者目線の支援の質の向上 に向けて、積極的に取り組まれるようお願いします。